

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）46

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43841

沖繩、信託統治付託問題

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 符号表示 略 平 総第 20 007 号
 暗 (略) 平 昭和 46 年 10 月 20 日 11 時 07 分
 第 2320 号 発電係

主管 阿川局長 阿川局長米米課
 参事官 北米米課長
 起案者 有地 電話番号 2465

協議先 条約課長

在米 中嶋大使 臨時代理大使 福田大臣 発
 総領事 代理

電報 在 大使 臨時代理大使 代理 発
 総領事 代理

件名 沖縄の国連信託統治付託問題

1. 平和条約第3条前段の規定による
 沖縄等の国連信託統治付託問題に
 関し、方針として、従来米側が付託
 方針とし、在りとも、公的意見表示した
 こと及び承知し、在り、最近日

漢

写
済

517

※印刷内は電信機記入

昭和四二・七・一改正

GB-1

本評論社が「沖縄協定」と題して
 発行した「読者時報」10月号臨時増刊
 (別途送付) 23頁に、「米國評省
 加平和条約発効後、沖縄を信託治
 理制度の下に置く意思を叙した
 ことは明らか」と述べ、その
 根拠として、中野好夫編「戦後
 資料沖縄」165頁を引用している。
 2. 「戦後資料沖縄」は、1957年7月
 4日の東京新聞記事(7月13日第
 1頁)を引用し、次のとおり
 記述している。
 (1) 米外務省長官は、7月2日の記者会
 見で、「沖縄の将来は、華盛平和条約
 の範囲内、在り、この国と沖縄の

GB-3

外務省

由題である。」と述べたが

(2) 9月3日 國務省筋本、スミス長官
 は平和と安全の維持が主たる同盟
 盟国の決心であることを強調
 した。米國は沖縄の他
 (並に) 太平洋戦争当時の同盟
 國と協議するつもりはない。将来
 沖縄の領土を日本に引き渡すことが
 米軍と沖縄から完全に撤退させる
 といふことが決定時期は、米國が
 最終に決める問題である」と言明
 した。

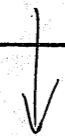
(3) 本長、國務省筋本、スミス長官の
 「一部の國は米國が沖縄を合併す
 るつもりはない」との発言を引用して、

「一部の國の一つは濠州である。米
 國は米國が沖縄を國連の信託統治
 下に置くこと(考慮)を放棄したか、片
 の理由はこれである。

(1) 沖縄島は自身は信託統治を望ん
 だ。

(2) 沖縄島は生活水準は低く、
 文化や教育の程度は高くない。信
 託統治にふさわしい後進地域とい
 える。

(3) 國連信託現存会は、沖縄の信託
 統治問題を討議されることにな
 る。日米兩國間に交渉を打ち
 出す機会を、國連に与えることにな
 るかもしれない。」



注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘

電信写

大政事外外儀官
務務典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会営給

総番号(TA) 55/88 主管
71年 月22日 22時 6分 米 国 発 着
71年 10月 23日 10時 2分 本 省 着 米北!

外務大臣殿 中場 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワに関する信託統治付託問題

第3384号 略 至急

貴電米北/第2353号に関し

1957年7月2日のダレス國務長官記者会見発言の関係部分別電のとおり。

なお、よく3日の「國務省筋の言明」なるものについては國務省日本部が当時の記録(記者会見録、部内メモ、来往電類)を全て調査したが、かかる言明が行なわれた事実は一切確認できなかつた由。

(了)

調査長
領移長
参企析調
参領旅査移

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中南審
欧 参西東洋
長 西東

近ア 参書近ア
長 次総経国資
経 源
長 参質統
経 参政技一理
協 長 国
長 参政協長 国
参 参参協規
長 参政経科
国 軍社專
参 参道内外
文 長
員 一

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外儀官
務務典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会営給

総番号(TA) 55/88 主管
71年 10月 22日 21時 00分 米 国 発 着
71年 10月 23日 10時 2分 本 省 着 米北!

外務大臣殿 牛場 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

沖縄に関する信託統治付託問題

文3385号 平 至急
往電文3384号 別電

調査長
領移長
参企析調
参領旅査移

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中南審
欧 参西東洋
長 西東

近ア 参書近ア
長 次総経国資
経 源
長 参質統
経 参政技一理
協 長 国
長 参政協長 国
参 参参協規
長 参政経科
国 軍社專
参 参道内外
文 長
員 一

外務省

QUESTION: MR. SECRETARY, WHAT IS YOUR CONCEPT OF OUR FUTURE IN OKINAWA?
ANSWER: AS WAS SAID AT THE JAPANESE PEACE CONFERENCE, THE RESIDUAL SOVEREIGNTY IN OKINAWA RESTS WITH JAPAN. AND WE ARE THERE PRIMARILY IN THE INTEREST OF PEACE AND SECURITY IN THE AREA. AND THAT IS NOT MERELY A MATTER WHICH CONCERNS THE UNITED STATES, BUT IT ALSO CONCERNS OTHER COUNTRIES THAT WERE PARTIES TO THAT TREATY. OF COURSE, JAPAN ITSELF HAS AN INTEREST, BUT OTHER COUNTRIES ALSO.

AS I POINTED OUT AT SAN FRANCISCO WHEN I EXPOUNDED

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

THE PEACE TREATY, THERE WERE QUITE A FEW OF OUR ALLIES THAT WANTED THE UNITED STATES TO ANNEX OKINAWA OR TRIGHT SO THAT THE AMERICAN FLAG WOULD SURELY WAVE FOREVER AT THAT POINT. THEY WANTED TO SEE IT PLANTED THERE WITHOUT THE POSSIBILITY OF ANY CHANGE. I EXPLAINED THAT IN THE FACE OF THAT OPINION AND OF THE OTHER OPINIONS, HOWEVER, WE HAD DECIDED THAT THE BEST SOLUTION WAS TO LEAVE THE RESIDUAL SOVEREIGNTY IN JAPAN BUT TO GIVE THE UNITED STATES THE RIGHTS OF CONTROL AND ADMINISTRATION FOR AS LONG AS IT FELT IT WAS APPROPRIATE. THAT, IN TURN, I CAN SAY, IS DIRECTLY CONNECTED WITH THE JUDGEMENT THAT WE HAVE AS TO HOW LONG THAT IS USEFUL TO SERVE THE INTEREST OF PEACE AND SECURITY IN THE AREA.

(3)